令和3年度　福祉避難所事前指定施設職員向け研修

福祉避難所を知っていますか？
～役割・入所の流れ～

担当：保健福祉局保健福祉総務課

福祉避難所の概要

福祉避難所とは？

一般の避難所では避難生活が
困難な要配慮者が生活する施設

京都市では，
車いすでの移動，トイレなどの配慮など
一定の設備が整った市内の社会福祉施設等
（２９７箇所）を事前指定（令和３年９月１５日時点）

福祉避難所への避難の流れ

〇福祉避難所は，発災後，施設の安全点検や受入態勢の準備等を行ったうえで，受入体制が整った施設から順次，対象者の受入を開始することを想定しています。

〇福祉避難所移送対象者の選定は，保健師等による健康調査等に基づき区災害対策本部が行います。

自宅等から福祉避難所に直接避難することはできない仕組みとなっています。

福祉避難所入所の対象者は？

高齢者や障害のある方等，日常生活において特別な配慮を要する方で，介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない方

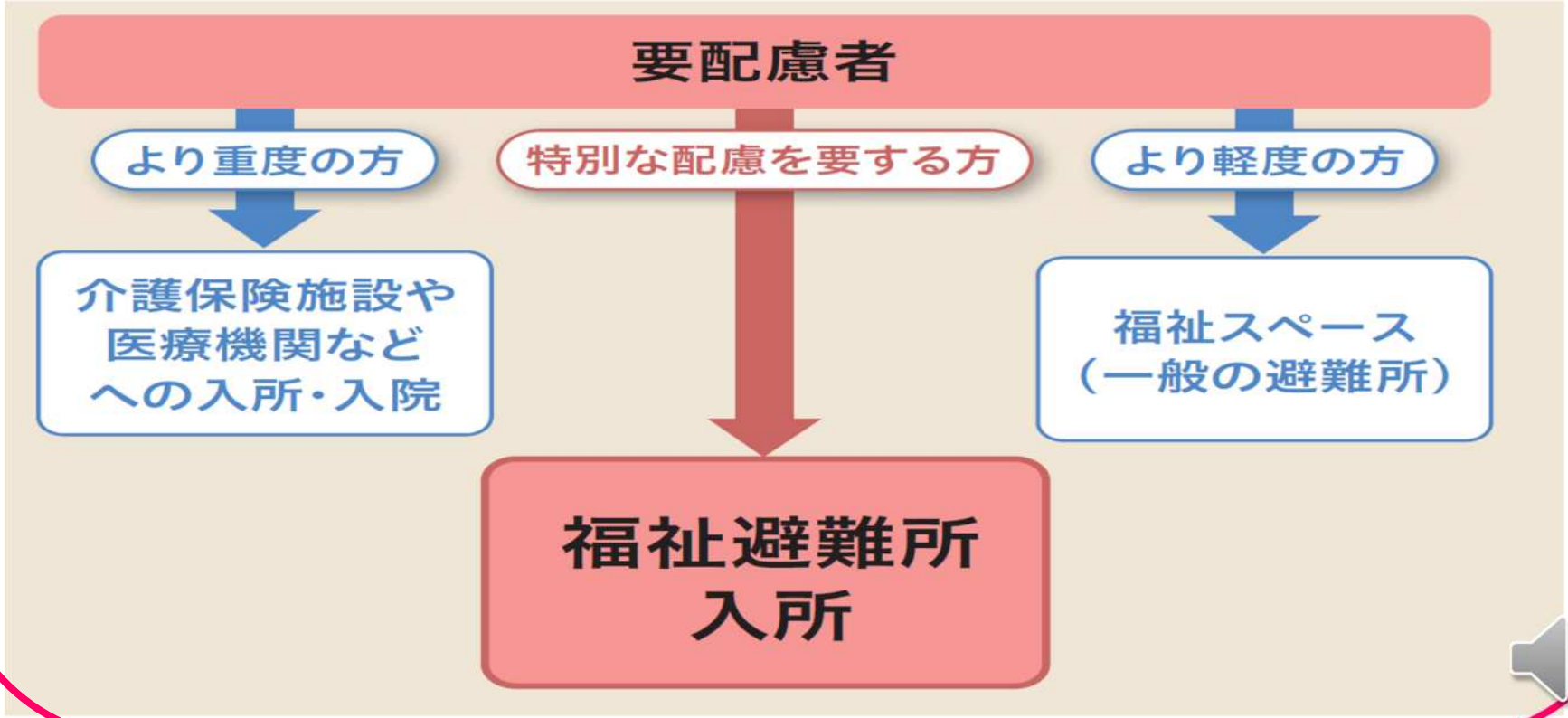

福祉避難所移送対象者

（1） 一次選定対象者

要介護３以上，障害支援区分４以上の方

（2） 二次選定対象者

一次選定の要件には該当しないものの，被災したことにより体調を崩すなど，一般避難所での避難生活の継続が困難な方（保健師等の健康調査等により対象者を把握）

福祉避難所の設置期間は？

災害救助法及び「福祉避難所の指定に係る協定書」では原則として，発災日から７日以内としていますが，災害の状況により延長する場合があります。

京都市が作成しているガイドラインでは，災害発生の日から概ね３週目以降（安定期）に福祉避難所の撤収に入ることを想定しています。

災害発生直後～３日以内	３日～２週間程度	３週目以降
初動期	展開期	安定期・撤収期

福祉避難所の設置期間

（参考）福祉避難所のイメージ

○　福祉避難所は，施設の利用可能なスペース（会議室，食堂等）に，マットレス等で簡易のベッドを設置する等，可能な範囲で対応することとを基本としています。

（一人当たりの想定面積：要配慮者　４㎡　介助者　２㎡）

福祉避難所
開設等の手順（施設の動き）

災害発生，安全確保，応急処置

災害発生

安全確保

災害が発生した場合，まず，入所者・通所者，職員の安全を確保します。

応急処置

ガス元栓の閉栓，ボイラーの消火，負傷者の応急処置を実施します。

安全点検，区災害対策本部への状況報告

状況把握，安全点検

施設（建物・設備），入所者・通所者，職員の状況を把握します。

⇒様式2「安全点検チェックリスト」

区災害対策本部への状況報告

安全点検結果や職員体制の確保状況等を勘案し，避難者の受入可否，移送協力の可否等を区災害対策本部へ報告します。

⇒様式3「【福祉避難所】状況報告書」
（様式2「安全点検チェックリスト」）

様式2

福祉避難所名(施設名)

TEL:
FAX:
担当者名:

安全点検チェックリスト

建物自体や周辺状況に係る安全性のチェック	チェック1　建物周辺　全体		ない	ある
	①	周辺の建物，擁壁，塀，地盤及び道路等に危険はありませんか？(周辺の建物が倒れてきそう。地盤が沈下しそう。など)		
	②	建物の形が大きく変わっていませんか？(建物の一部が崩れている。階がつぶれている。など)		
	③	建物が傾いたり，建物が沈んでいませんか？		
	チェック2　基礎　構造体			
	①	【鉄骨造】鉄骨の骨組みが壊れていたり，大きな変形はありませんか？(柱の一番下，柱と梁の接合部など)		
	②	【鉄筋コンクリート】柱，梁が壊れていたり，大きなひび割れ(概ね幅2mm以上)がありませんか？		
	③	【木造】壁に大きなひび割れや，亀裂などはありませんか？		
	④	【共通】建物の基礎の一部が崩れていたり，基礎に大きなひび割れがありませんか？		
	⑤	【共通】基礎と基礎の上の建物にずれがありませんか？		
福祉避難所として使用するうえでの安全性のチェック	チェック3　避難ルート			
	①	避難所利用者の避難ルートを複数確保するうえで，危険と判断される部分がありませんか？(避難ルートの出入口が開閉できない。避難ルートの床にガラスの破片が散乱している。など)		
	チェック4　落下・転倒			
	①	以下の部位が，地震により落下・転倒していませんか？ または，大きな余震等により落下・転倒する危険がありませんか？		
		ア) 屋根の材料(瓦など)		
		イ)窓枠，窓ガラス		
		ウ)壁(外壁の一部や室内の壁，ブロック塀など)		
		エ)看板や機械類(屋外機など)		
		オ)天井，照明器具		
		カ)室外階段		
		キ)室外，屋上等に設置してある倉庫など		
		ク)その他　(棚など)：(　　)		
		(　　)		
		(　　)		
その他	チェック5　その他			
	①	その他，危険と判断される状況はありますか？(　　)		
		(　　)		

※　全ての項目が，「ない」であることを確認してください。

※「福祉避難所として使用するうえでの安全性のチェック」には，福祉避難所として使用するスペースはもとより，福祉避難所開設時において，食堂やトイレ等の共用スペースを使用する必要がある場合は，これを含みます。

（様式２）
安全点検チェックリスト

本様式を活用し，建物や周辺状況に係る安全性や，福祉避難所として使用するうえでの安全性のチェックを実施し，福祉避難所として開設できるかどうかを検討し，「様式３」とともに，区災害対策本部に報告してください。

様式3

福祉避難所 → 区災害対策本部

【福祉避難所】　状況報告書

福祉避難所名（施設名）　　担当者名

TEL
FAX

報告日時

年　月　日（　）　午前・午後　時　分

確認者

＜避難者の受入可否（いずれかに〇印を付けてください）＞

ア　可

イ　不可（理由：　　）

＜福祉避難所関係の状況（通常の施設利用者は除く）＞　（人）

現在（受入状況）						今後（受入可能人数）					
高齢者	障害者			介助者	合計	高齢者	障害者			介助者	合計
	身体	知的	精神				身体	知的	精神		

＜福祉避難所移送対象者の移送協力の可否（いずれかに〇印を付けてください）＞

ア　可

イ　不可

※　福祉避難所移送対象者の移送は，原則として家族・地域支援者等による移送となりますが，家族・地域　支援者による移送が困難な場合は，福祉避難所に対して移送協力をお願いする場合があります。移送協力をお願いする場合は，改めて区災害対策本部からご連絡をさせていただきます。

＜福祉避難所退所状況＞※福祉避難所入所者が退所した場合に記入をお願いします。

No.	氏名	退所日	退所理由	No.	氏名	退所日	退所理由

※「No.」については，「福祉避難所入所に向けた確認票」の右上に記載している番号を記載してください。

※「退所理由」ついては，次の内容から選択いただき，上記表に記入してください。

（ア）帰宅　（イ）施設へ入所　（ウ）医療機関に入院　（エ）他の福祉避難所へ移送　（オ）その他（上記表に内容を記入）

＜その他特記事項＞

※　発災直後の1回目の報告時には，「安全点検チェックリスト（様式2）も併せて提出してください。

※　福祉避難所開設後は，原則として1日1回，区災害対策本部に報告を行ってください。

施設及び施設周辺の状況等について，記入等をお願いします。

1　施設利用者（福祉避難所避難者を除く）及び職員の状況

職員	施設利用者	
	通所	入所

2　地域の状況

土砂崩れ	浸水	道路（※1）	その他
あり・なし・未確認	あり・なし・未確認	通行可・片側通行可・通行不可	

（※1）施設から最寄の幹線道路（国道，府道及び市道等）までの道路状況をご回答ください。

3　設備の状況

建物	電気	水道	ガス	電話	FAX	電子メール	車両		その他
							福祉	一般	
異常なし・異常あり（　）	異常なし・停電	異常なし・断水	異常なし・供給停止	異常なし・不通	異常なし・不通	異常なし・不通	利用可（　）・利用不可	利用可（　）・利用不可	

4　生活必需品の在庫状況（※2）

食料	飲料水	毛布	紙おむつ	トイレットペーパー	トイレ用凝固剤
食分	本（※3）	枚	枚	ロール	回分

（※2）現在，施設内に在庫として保管している生活必需品（食料等）を御記入下さい。

（※3）ペットボトル500ml換算

（様式３）
【福祉避難所】状況報告書

避難者の受入可否や移送協力の可否のほか，施設利用者及び職員の状況，地域の状況，設備の状況，生活必需品の在庫状況について記載し，区災害対策本部に報告してください。

※ 福祉避難所開設後は，原則として1日1回，本様式にて区災害対策本部に報告を行ってください。

開設，一次選定に係る受入調整，受入①

開設要請・受入調整

区災害対策本部において移送対象者の選定（一次選定）が終了すると，区災害対策本部から開設要請，受入調整の依頼が行われます。

⇒様式4「【福祉避難所】開設要請書」

⇒様式5「【福祉避難所】受入可否調査票」

⇒様式6「福祉避難所入所に向けた確認票」

開設及び受入可否の回答

開設及び受入可否を速やかに区災害対策本部に回答します。

様式4

区災害対策本部　→　対象施設

年　月　日

様

【福祉避難所】　開設要請書

福祉避難所の設置及び運営につき，下記のとおり要請します。

記

対象施設名称	
開設日	平成　年　月　日（　）から
備考	

区 災害対策本部長

年　月　日

区災害対策本部長様

上記開設要請及び運営について，承諾します。

施設名

管理者

（様式４）【福祉避難所】開設要請書

施設が福祉避難所としての開設を要請される場合，本様式が区災害対策本部からFAX等により送付されます。
承諾される場合は，下部に施設名及び管理者名を記載のうえ，区災害対策本部へ返送してください。

様式５

区災害対策本部→福祉避難所→区災害対策本部

年　　月　　日

（施設名）
福祉避難所管理者様

区災害対策本部

【福祉避難所】受入可否調査票

以下のとおり，要配慮者のマッチングを行いましたので，受入れを依頼いたします。対象者の詳細については，別添の「福祉避難所入所に向けた確認票」を参照してください。

受入れの可否については，「受入可否」欄に記入のうえ，本票を　　区災害対策本部（ＦＡＸ　　―　　）まで送付してください。

（No.　　）

No.	氏名	受入可否（当てはまる方に○印を記入）
		ア　可 イ　不可（理由　　）
		ア　可 イ　不可（理由　　）
		ア　可 イ　不可（理由　　）
		ア　可 イ　不可（理由　　）
		ア　可 イ　不可（理由　　）

※　万一，受入不可となる場合には，今後のマッチングの参考としますので，可能な範囲で「理由」を記載いただきますようお願いします。

年　　月　　日

区災害対策本部御中

（様式５）【福祉避難所】受入可否調査票

受入依頼する対象者の氏名が記載されており，各対象者の受入可否を本様式により，**区災害対策本部へ回答（返送）してください。**

各対象者の詳細な情報は「様式６」を参照していただくことになります。

様式６

取扱注意

区災害対策本部→福祉避難所

福祉避難所入所に向けた確認票

No.

現所在地	自宅・一般避難所（　　）・その他（　　）		
フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	M.T.S.H　.　.　（　歳）
自宅住所等	学　区： 電話番号：	同居家族 なし・あり（　　）	
	＜被害状況＞全壊・全焼・半壊・半焼・一部損壊・流出・床上浸水・床下浸水・被害なし		
緊急連絡先	氏名　続柄 住所　電話番号（　　）		

＜介助者＞（福祉避難所への付き添い）

氏名	（続柄　　）	性別	男・女
自宅住所	電話番号：		

障害程度	障害支援区分		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳											
	身体障害手帳		※１級・２級の情報のみ印字													
	身体障害の種別	視覚	聴覚	平衡	音声	上肢	下肢	体幹	運動	移動	心臓	腎臓	呼吸	直腸	小腸	免疫	肝臓

要介護度	要介護（居宅介護事業所名）	要支援（相談支援センター名）	
利用施設	なし・あり　高齢者施設（施設名：　　），障害者施設（施設名：　　）		
医療関係	通院先	主治医名	
	疾患名	薬の服薬	内服の有無：なし・あり（服用薬名：　　） 手持ちの薬：なし・あり 自立・一部介助（　　）・全介助
医療的ケア	なし・あり（透析，ストーマ装具等，人工呼吸器，たん吸引，経管栄養，じょくそう，その他（　　）） 手持ちのストーマ装具等：なし・あり（　　）		

食事	自立・一部介助（　　）・全介助	意思疎通	問題なし・意思疎通が困難 聴覚・全盲・その他（　　）
入浴	自立・一部介助（　　）・全介助		
排せつ	自立・一部介助（　　）・全介助		難聴・全ろう・その他（　　）
歩行	自立・何かにつかまればできる・一部介助（　　）・全介助・不可能		
	補助用具の使用（なし・あり（杖・歩行器・車椅子・その他（　　））		
特記事項	【本人の入所希望】あり・なし　【移送手段】あり（　　）・なし		

＜受入調整進捗管理欄＞

	選定段階（高齢者・障害者）	日時	所属・担当者
区本部	□聞取り調査（相手方氏名：　　続柄　　） 【入所の優先度　】最優先・高い・中・低い・不要		
	□マッチング案（施設名：　　）		
	□受入調整（受入受諾／受入不可）		
	□【確定】移送先福祉避難所（施設名　　）		
	□避難所運営協議会への連絡状況（相手方　　）		
福祉避難所	□入所日		
	□退所日（退所先　　）		

（様式６）
福祉避難所入所に向けた
確認票

受入要請があった対象者の障害の程度，要介護度，普段の利用施設，介助の必要性などが記載されています。
区災害対策本部の職員が，一般避難所における聞取り調査により確認した内容です。

開設，一次選定に係る受入調整，受入②

開設・受入準備

開設要請を承諾すると，区災害対策本部は対象者への連絡・移送準備を行います。
施設では，対象者の受入スペースの確保，情報機器や掲示板の設置など，受入準備を行います。

移送協力依頼

介助者等による対象者の移送が困難な場合，区災害対策本部を通じて移送協力を依頼されることがあります。可能な範囲でご協力をお願いします。

感染症対策を踏まえた避難者受入れ対応
（受付の事前準備）

○　避難者を受け入れる際は，本人確認や体調把握等を行うため，施設入口付近に専用の受付スペースを設置します。

○　受付スペースには，非接触型体温計，アルコール消毒液，マスクを備えておきます。

○　受付を行う職員は，マスク，フェイスシールド等を着用します。

○　避難者を管理する「名簿」の様式をあらかじめ整備します。

感染症対策を踏まえた避難者受入れ対応（受付手順）

(１)避難者にアルコール消毒液で手指を消毒してもらう。

(2) 避難者のマスク着用・所持を確認し，持っていないようであれば，マスクを配布する。

(3) 避難者から，「【福祉避難所】移送先連絡票」（様式７）を受けとり，名簿に記載する。

(4) 避難者の健康調査を行う。

検温に当たっては，非接触型体温計を用いる。

(5)受付を終えた避難者を，居住スペースに移送する。

様式７

年　　月　　日

【福祉避難所】移送先連絡票

福祉避難所移送対象者及び介助者の皆様

区災害対策本部

あなたには，次の福祉避難所に移っていただくこととなりましたのでお知らせします。

【避難先福祉避難所：　　】

以下の内容を確認いただくとともに，確認事項を記入のうえ，福祉避難所に到着後，速やかに施設職員にお渡しください。

また，避難先となる福祉避難所に対して，到着予定日及び時刻の目安を事前に連絡していただきますようお願いします。　　（No.　　）

御本人	氏名	様 （男・女）	生年月日	（　　歳）
	住所			
	連絡先			
介助者		あり（氏名等　　（続柄　　）） なし		
受入施設（福祉避難所）		施設名 所在地 ＴＥＬ　　（　　）		

＜確認事項＞

以下の質問について，お答えください。

外部から問い合わせがあった場合，住所と氏名を公表してよいかお書きください（当てはまる方に〇印を記入）。

情報を公表することによって，御親族の方々等に安否を知らせる等の効果がある反面，プライバシーの問題も考えられます。

（本人）　公表して　よい・よくない

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（介助者）公表して　よい・よくない

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福祉避難所管理者様へのお願い

移送対象者の入所確認に使用しますので，福祉避難所移送対象者の方から，本票をお受け取りいただきましたら，速やかに，　　区災害対策本部（ＦＡＸ　　―　　）まで送付いただきますようお願いします。

（様式７）【福祉避難所】移送先連絡票

対象者に移送先の福祉避難所をお知らせする様式ですが，入所確認に使用しますので，対象者から預かったうえ，区災害対策本部にFAX等により送付してください。

「健康調査票」の様式例

No.

健 康 調 査 票

※ 当日の体調等を記入してください。

氏 名

1	発熱はありますか 【 ℃】	はい・いいえ
2	鼻水・鼻づまりはありますか	はい・いいえ
3	せきやたんはありますか	はい・いいえ
4	のどの痛みはありますか	はい・いいえ
5	息苦しさはありますか	はい・いいえ
6	胸の痛みはありますか	はい・いいえ
7	全身倦怠感（からだがとてもだるい）はありますか	はい・いいえ
8	味の感じ方・においの感じ方に異常はありますか	はい・いいえ
9	下痢・腹痛はありますか	はい・いいえ
10	嘔吐・吐き気はありますか	はい・いいえ
11	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（健康観察期間中（2週間）の方）ですか	はい・いいえ
12	新型コロナウイルス感染症に感染し，治療後4週間経過していない方ですか	はい・いいえ
13	糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方に該当しますか	はい・いいえ

学区の指定避難所では，この様式を参考にして，避難者の健康調査を行う想定です。

二次選定に係る受入調整，受入

受入調整

↓

受入可否の回答

↓

受入準備

↓

移送協力依頼

↓

受入開始

一次選定と同じ流れで実施されます（使用する様式も同一です。）。

一次選定と二次選定について

一次選定は災害発生後48時間～72時間を，二次選定は一次選定後速やかに実施することを想定しています。

福祉避難所の設置・運営・受入調整の流れ（概要）

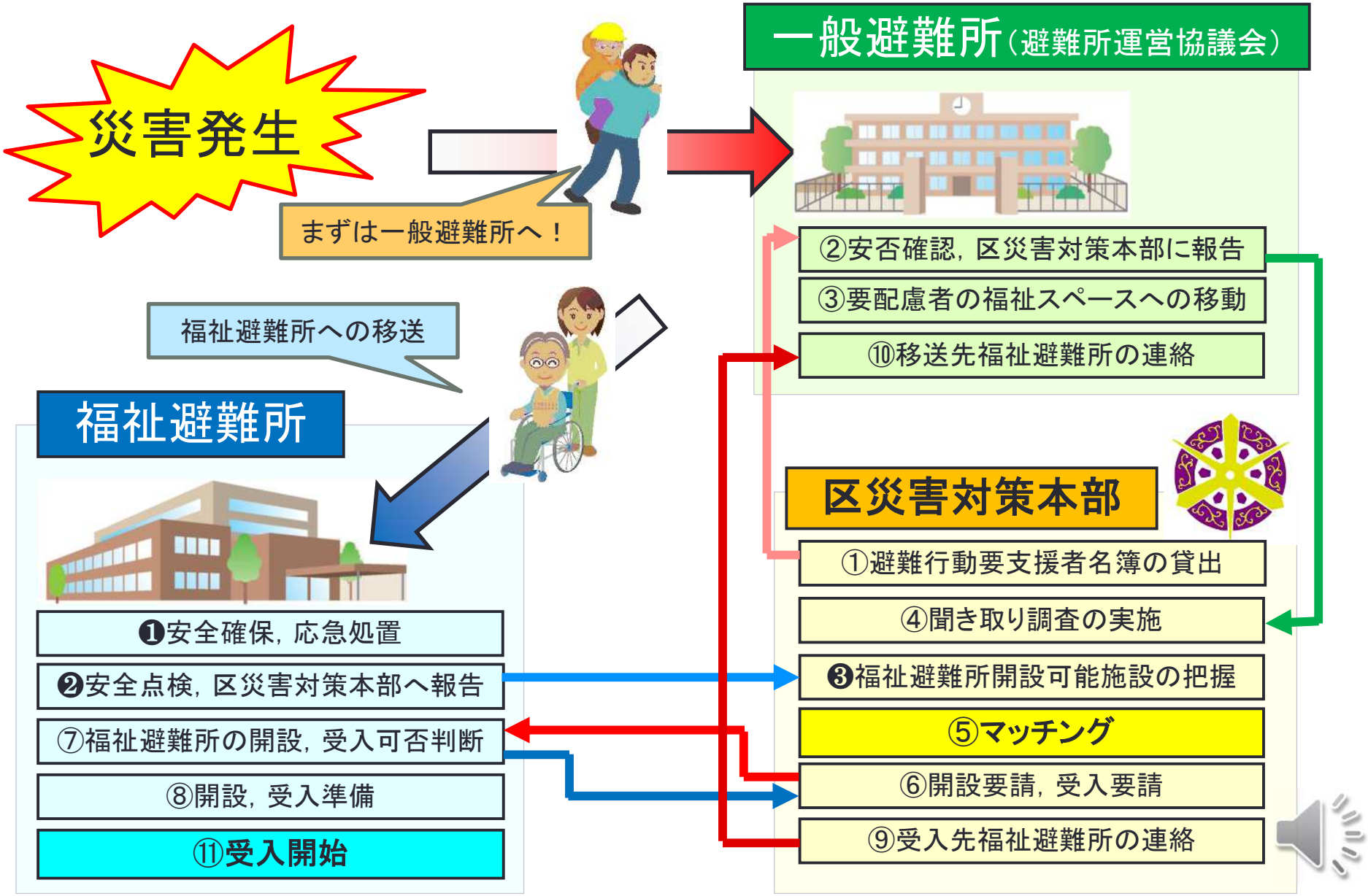

指定福祉避難所の指定・受入対象者の公示

国ガイドラインの改定（令和3年5月）

〈課題・背景〉

◆障害のある人等については，一般の避難所での避難が難しい場合，普段から利用している施設へ避難したいとの声

◆指定避難所として公表した場合，受入を想定していない被災者の避難により，福祉避難所としての機能に支障が生じる懸念

⇒ 指定福祉避難所の指定の促進，事前受入対象者を調整し，人的物的体制の整備を図り，災害時の直接の避難等を促進，要配慮者の支援を強化することを目的として，「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定

〈主な改定内容〉

・指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示

・指定福祉避難所への直接避難の促進

指定福祉避難所の指定に係る要件（例）

●施設自体の安全性の確保・・・耐震性，土砂災害特別計画区域外，浸水した場合の一定期間避難する空間の確保等

●施設内の要配慮者の安全性の確保・・・バリアフリー化等

●避難スペースの確保・・・避難生活に必要な空間の確保等

ご清聴ありがとうございました。